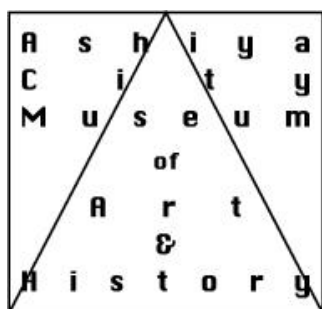


# 歴史資料展示室・企画展示

## 解説（釈文・読み下し・大意）

芦屋の古文書から② 左家文書

（展示期間：令和8年4月11日～6月28日）



## 芦屋市立美術博物館

*Ashiya City Museum of Art & History*

〒659-0052 兵庫県芦屋市伊勢町12-25

TEL 0797-38-5432 <http://ashiya-museum.jp/>

【釈文】

(上半分)

計可有之候、以上、

子五月十三日 平野順治

村々

庄屋中

野寄村方三条村迄早々

順達

公方様一昨七日

京都御発駕大坂

御城江被遊着

御候、尤兼而相

触候通、諸事

相慎可致穩便

(下半分)

候、其旨可相心得

もの也、

子五月九日

郡代

大灘中灘

村々庄屋

年寄

別紙御触書老通

到来二付、相廻候間、

其旨御承知可被成候、以上、

子五月十三日 大庄屋所

村々庄屋中

尚々野寄村方三条村迄

夫方郡家村方坂本村迄

早々順達可被成候、

【読み下し】

(上半分)

計これ有るべく候、以上、

子五月十三日 平野順治

村々

庄屋中

野寄村より三条村まで早々順達、公方様一昨七日京都御発駕、大坂御城へ着御遊ばされ候、尤兼て相触候通、諸事相慎み穩便致すべく(下半分)候、其旨相心得うべきもの也、

子五月九日

郡代

大灘中灘

村々庄屋

年寄

別紙御触書老通到来二付、相廻し候間、其旨御承知成さるべく候、以上、

子五月十三日 大庄屋所

村々庄屋中

尚々野寄村より三条村まで、それより郡家村より坂本村まで早々順達成さるべく候、

【大意】

將軍様は一昨日の七日に京都を出発され、大坂城にお着きになられた。これまで伝えたように、何事も慎み、穩便にするよう、その旨心得るように。

【注・解説】

野寄(のより)村(むら)：現在の神戸市東灘区本山町野寄・西岡本・田中付近にあった村。

郡代(ぐんだい)：幕府直轄地の行政を担当する役職。

年寄(としより)：庄屋の補佐をした村役人。有力な農民の中から選ばれた。

大灘(おおなだ)・中灘(なかなだ)：尼崎藩の支配地域のうち、武庫郡を中灘、菟原郡・八部郡を大灘と言った。

郡家村（ぐんげむら）…東灘区御影町郡家村付近にあった村。

坂本村…神戸市中央区楠町付近にあった村。

元治元年（一八六四年）の奉幣使に際し、郡代から沿道の村々に当てて、寺社奉行が出した御触書の命令を遵守すること、御触書を各村へ伝達することなどを命じている。当時は公武合体の最中であり、五月二日に参内した將軍徳川家茂は七日には京都から大坂城へ入った。この年三月に筑波山で天狗党が拳兵しており、五月には絵師の冷泉為恭が尊王攘夷派に暗殺されるなど、騒然とした情勢でもあった。

【釈文】

（上半分）

端ニせつゝいん等

有之候ハ、葎簀ニ而

囲ひ可申候、并農

壺等以有之候ハ、

是又囲ニ候敷、取払

可申候様被 仰付候間、

其段御心得可有之候、

一年寄老人之村方ハ

其村之心得ニ而兩人

ニいたし、御地頭様

方被差出候御足

輕之御先江両例ニ

（下半分）

ならひ御案内可

仕候、

一 庄屋年寄着類

之義、木綿布ニ而羽

織者右ニ准シ着

用、尤何連茂紋付

可被成候、

一 往還筋江まき

砂仕候様被 仰付候、

一 御道筋箒を

引候義、御当日

村々往道江人足

【読み下し】

（上半分）

端ニせつゝいん等これ有候ハ、葎簀ニて囲ひ申すべく候、並びに農壺等以（いり）これ有り候ハ、是又囲ニ候か、取払ひ申べく候様被仰せ付けられ候間、其段御心得これ有るべく候、

一年寄老人之村方ハ其村之心得ニて兩人ニいたし、

御地頭様より差出され候御足輕之御先へ両例ニ

（下半分）

ならひ御案内仕るべく候、

一 庄屋年寄着類之義、木綿布ニて羽織は右ニ准シ着用、尤もいずれも紋付成さるべく候、

一 往還筋へまき砂仕り候様仰せ付けられ候、

一 御道筋箒を引候義、御当日村々往道へ人足

【大意】

（上半分）

一 庄屋・年寄の衣服は木綿とし、羽織を着ること。また紋付とすること。

一 往還筋には砂を撒いておくように、とのご命令である。

一 御道筋は箒で掃除し、（以下略）

（下半分）

道端に便所があれば葎簀で囲っておくこと、野壺などは囲むか取り払っておくように、とのご命令なので、心得ておくように。

一年寄が一人しかいない村はその村の取り計らいで（当日は年寄を）二人とし、御領主から派遣された御足輕の先に（以下略）

【注・解説】

せついん：雪隠。便所のこと。

葭簀：葭簀（よしず）。アシやヨシ（芦・葦）で編んだ日よけ・人目よけ。

地頭：じとう。領主のこと。

街道の掃除や美観、出迎えの際の衣服など細かく指示をされており、勅使に対してかなり気を遣っていたことがうかがえる。

### 【釈文】

（上半分）

并致箆用意

罷出候間、可然旨存候、

尤引候義前後御

見合之上ニ可被成候、

一御通行之節御

先立年寄等式人

庄屋御跡を罷越

候様前書ニ申通候

得共、文化方御幣

物御長持六棹御

勅使様与者余

程はなれ御越

（下半分）

之趣茂有之候

二付、御幣物御

長持二年寄代り

として頭百姓式人

差出可然与存候、

尤

御勅使様二茂

年寄式人御先立

有之候間、可然与存候、

此旨御心得迄申入候、

右之通御心得間、

違無之様御取

### 【読み下し】

（上半分）並びに箆用意致し罷出で候間、然るべき旨存じ候、尤引候義前後御見合之上ニ成さるべく候、

一御通行之節御先立年寄等式人庄屋御跡より罷り越し候様前書ニ申通候得ども、文化より御幣物御長持六棹御勅使様とは余程はなれ御越（下半分）之趣もこれ有候二付、御幣物御長持二年寄代りとして頭百姓式人差出然るべきと存じ候、尤御勅使様ニも年寄式人御先立これ有り候間、然るべきと存じ候、此旨御心得まで申し入れ候、右之通御心得の間、違ひこれなき様御取、

### 【大意】【解説】略

#### ◎地床取替証文（左家文書）

### 【釈文】

地床為取替証文之事

一摂津国河邊郡同武庫郡両郡境字

蓬川流末西御見立新田之儀者我等開発

被為 仰付候二付、水縁村々引合為取替証文、

其外諸願向き等諸事我等一名ニ而取扱ニ御座候得共、

其許殿并高木村直左衛門殿右兩人加入有之、

今般右新開発仕候処相違無御座候、尤地床有畝

反別之義何程有之候共、我等并其許殿直左衛門殿

右三人三ツ割壹分宛所持ニ究メ候、然ル上者、右新田

下作人々毎歳十一月限り老反歩ニ付米六斗宛

皆米納之積を以右三人立会小作人々下作米

取立可致候、右作人米内ニ而御年貢米并諸役

諸掛リ等御上納仕、残作徳米永々三人立会

無高下三ツ割ニ可致約定ニ御座候、依之後々年ニ

至申共、互ニ約定違変無之様、右新田地床

作徳米割賦可致候、若又三人之内勝手ニ付右

地床外方江讓渡シ候歟、質地ニ差入候共、右三人

立会熟談之上相互二至子々孫々迄、故障

無之様調印可致候、為後証為取替証文依而如件、

但右新田御竿請仕御檢地帳開発人

御名代我等江御下ケ被為 成下候節、右御檢地

帳之通写相認メ其許殿并直左衛門殿

右両人江壹冊宛我等調印仕相渡可申

約定ニ御座候、尤右新田諸普請入用等者

立会出銀可致候事、

右御見立新田

開発御名代

播州兔原郡

嘉永七年寅年 三条村

五月 八郎兵衛<sup>㊦</sup>

前書之通右三人開発相違無之候ニ付、書面之

作徳米立会永々無高下割賦可致相對

約定ニ付、我等奥証依而如件、

右新田開発加入

同州武庫郡高木村

証人 直左衛門<sup>㊦</sup>

右新田開発加入

同州河邊郡尼ヶ崎

中在家町

生瀬屋

善四郎殿

【読み下し】

地床為取替証文之事

一撰津国河邊郡同武庫郡両郡境字蓬川流末西御見立新田之儀者我等開発仰付けさせられ候ニ付、水縁村々引合証文取替せ、其外諸願向き等諸事我等一名ニて取扱ニ御座候得とも、其許殿並びに高木村直左衛門殿右両人加入これ有り、今般右新開発仕り候処相違御座なく候、尤地床有畝反別之義何程これ有り候とも、我等並びに其許殿直左衛門殿右三人三ツ割壹分宛所持ニ究メ候、然ル上は、右新田下作人より毎歳十一月限り壹反歩ニ付米六斗宛皆米納之積を以右三人立会小作人より下作米取立致すべく候、右作人米内ニて御年貢米並びに諸役諸掛り等御上納仕り、残作徳米永々三人立会高下なく三ツ割ニ致すべく約定ニ御座候、これにより後々年ニ至り申すとも、互ニ約定違変これなき様、右新田地床作徳米割賦致すべく候、もし又三人之内勝手ニ付右地床外方へ譲渡シ候か、質地ニ差入候とも、右三人立会熟談之上相互二子々孫々に至るまで、故障これなき様調印致すべく候、後証のため取替せ証文よつて件のごとし、

但し右新田御竿請仕御檢地帳開発人御名代我等へ御下ケ成し下させられ候節、右御檢地帳之通写相認メ其許殿並びに直左衛門殿右両人へ壹冊宛我等調印仕り相渡申すべく約定ニ御座候、尤右新田諸普請入用等は立会出銀致すべく候事、

右御見立新田

開発御名代

播州兔原郡

嘉永七年寅年 三条村

五月 八郎兵衛<sup>㊦</sup>

前書之通り右三人開発相違これなく候ニ付、書面之作徳米立会永々高下なく割賦に致すべく相對約定ニ付、我等奥証よつて件のごとし、

右新田開発加入

同州武庫郡高木村

証人 直左衛門<sup>㊦</sup>

右新田開発加入

同州河邊郡尼ヶ崎

中在家町

生瀬屋

善四郎殿

【大意】

撰津国河邊郡・同武庫郡の両郡の境にある字蓬川の流末に位置する西御見立新田は、私が開発を仰せつけられ、今まで私一人で申請など行ってきたが、あなたと武庫郡高木村の直左衛門殿とが開発に加わったことはまちがいないことである。この土地の権利や収穫高、年貢の負担、取り分などはすべて三人で

平等に分配する。もし三人のうち誰かがこの土地の持ち分を譲渡したり質に入れたりしても、右の内容は子々孫々に至るまで変わらない。その証拠としてこの証文を三人で取り交わすものである。

◎為取替証文（左家文書）

【釈文】

為取替証文之事

一 摂州河邊郡同武庫郡右両郡境

字蓬川流末葭床場所、此度其許

新田畑開発致度段、噯人を以当村方へ

被及懸合候二付、依之道意新田東

囲堤根方此度開発新田畑迄川幅

九間水尾筋除之、右葭床場囲堤

築立新田畑開発被致候義者勿論、

右新田用悪水入落候とも当村方

聊差構無之相對約定御座候、為後

証為取替証文依而如件、

同州河邊郡西難波村

嘉永五子年八月 庄屋

新蔵㊦

年寄

常右衛門㊦

同断

吉郎兵衛㊦

百姓惣代

新右衛門㊦

同州兔原郡三条村

右開発人 左八郎兵衛

前書之通我等取噯申処相違無御座候、已上、

同州武庫郡高木村

取噯人 古塚直左衛門㊦

【読み下し】

為取替証文之事

一 摂州河邊郡同武庫郡右両郡境字蓬川流末葭床場所、此度其許新田畑開発致度段、噯人を以当村方へ懸合に及ばれ候二付、これにより道意新田東囲堤根より此度開発新田畑まで川幅九間水尾筋これ除き、右葭床場囲堤築立新田畑開発致され候義は勿論、右新田用悪水入落候とも当村より聊差構これなく相對約定御座候、後証のため取替せ証文よつて件のことし、

同州河邊郡西難波村

嘉永五子年八月 庄屋

新蔵㊦

年寄

常右衛門㊦

同断

吉郎兵衛㊦

百姓惣代

新右衛門㊦

同州兔原郡三条村

右開発人 左八郎兵衛

前書之通り我等取噯申処相違御座なく候、已上、

同州武庫郡高木村

取噯人 古塚直左衛門㊦

【大意】

摂州河邊郡、同武庫郡右両郡境の字蓬川の流末の葭床のある場所を、このたびそちら様が新田畑を開発したいとのこと、仲介人を立てて言つてこられました、道意新田の東の囲みの堤の下から新田畑まで川幅九間（水尾筋は除く）ありますが、その葭の群生地には囲いの堤を築いて開発されても差し支えございませぬ。新田から排水が流れてきましても当村は構いません。以上の内容をお約束し、後の証拠として証文を取り交わすものです。

◎為取替証文（左家文書）

【釈文】

為取替証文之事

一摂州河邊郡同武庫郡右両郡境字蓬

川流末葭床場所、此度其許新田畑

開發致度段噯人を以当村方へ被及懸合

候二付、依之道意新田東田根方此度開

発新田畑迄川幅九間水尾筋除之

右葭床場所田築立新田畑被致開

発候義者勿論、右新田用悪水入落候共

従当村聊差講（構）無之相對約定二御座候、為

後証為取替証文依而如件、

同州武庫郡浜田村

庄屋

嘉永五子年

善左衛門<sup>㊦</sup>

十月

年寄

長右衛門<sup>㊦</sup>

百姓惣代

源兵衛<sup>㊦</sup>

同州兔原郡三条村

右開発人 左八郎兵衛殿

前書之通我等取噯申出相違無御座候、已上、

同州武庫郡高木村

庄屋

取噯人 古塚直左衛門<sup>㊦</sup>

【読み下し】【大意】略

【解説】

為取替証文とは、契約などの内容を記した証文を複数通作成し、当事者間で保管した文書である。契約や合意の内容をめぐって紛争が生じた場合、その証拠として奉行所などに提出することを目的としていた。

西御見立新田は文久元年（一八六一年）に新しく開墾された田で、尼崎市蓬川の下流域である東浜町にあった。開発は三条村の左八郎兵衛が始めたが、のちに尼崎中在家町の生瀬屋善四郎、武庫郡高木村（西宮市）の古塚直左衛門らが加わった。

この為取替証文は、生瀬屋善四郎・古塚直左衛門と、西御見立新田の年貢負担や取分などについて後々紛争を生じないよう、左八郎兵衛との間で合意内容を記し、交換したものである。地床（地主としての権利）や収穫高、反別などはすべて三分割すると書かれており、後から開発に加わった善四郎・直左衛門にとって有利な内容となっている。

また西難波村（尼崎市西難波町）と浜田村（尼崎市浜田町）との為取替証文からは、もともと直左衛

門は、西御見立新田の北側に位置する西難波村・浜田村への仲介をした人物（取噯人…とりあつかい）だったことがわかる。